

予防的通行止めの情報発信と、道路利用者へのお願い

大雪時の道路のご利用に関する注意事項

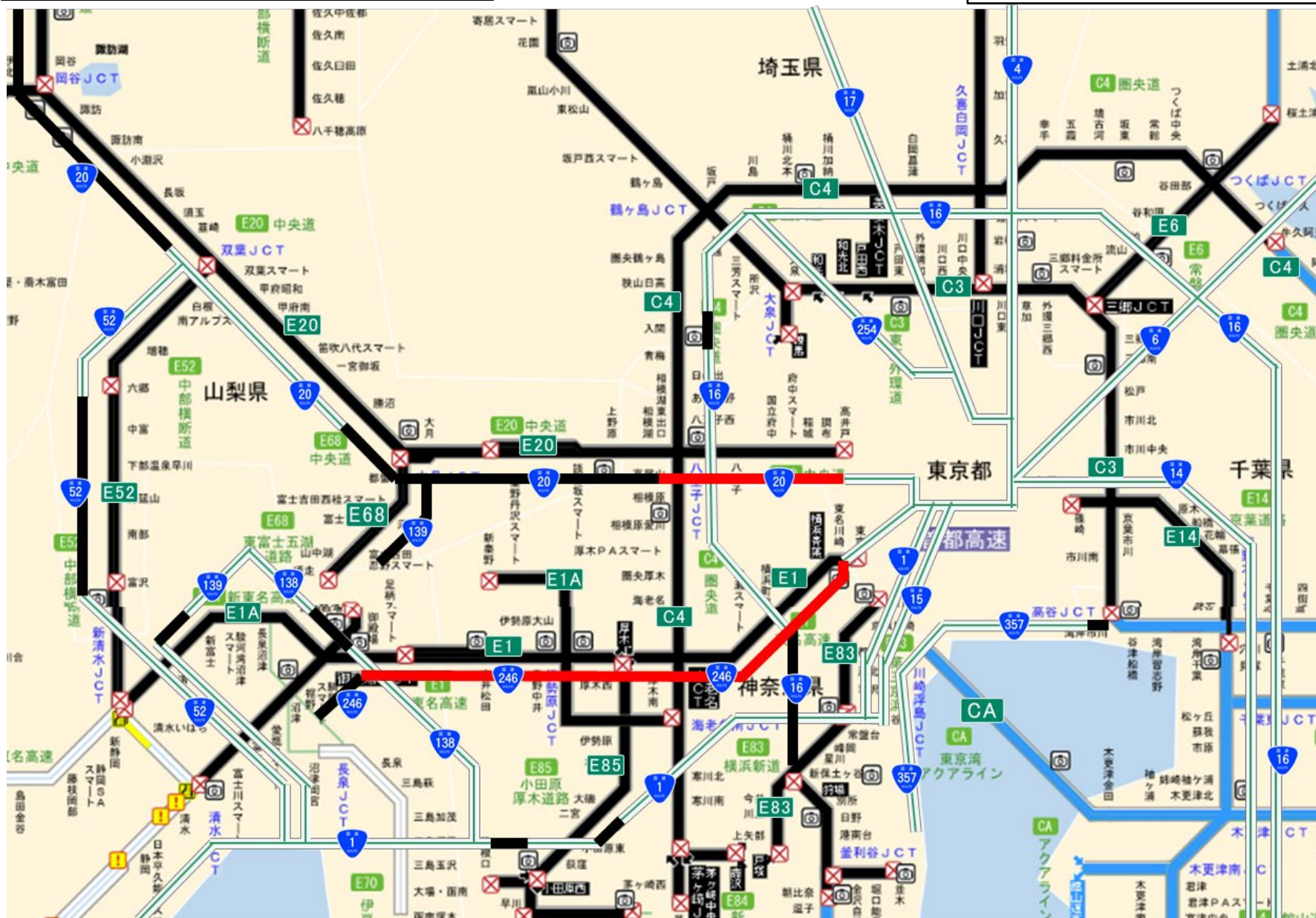
令和6年2月5日の関東地方での大雪により、首都圏・関東甲信地方の高速道路、及び並行する国道では、広範囲にわたる予防的通行止めを実施いたしました。大規模な車両滞留の発生を防ぐことができた一方、高速道路と並行する国道や、接続する一般道路で渋滞が発生するなど、地域の皆さまに大変ご迷惑をおかけいたしました。

今冬期も大雪が予測される場合は、高速道路と並行する国道等で予防的通行止めを実施する可能性がありますので、首都圏・関東甲信地方が大雪となった場合の道路のご利用に関する注意事項についてお知らせいたします。

○令和6年2月5日の高速道路及び国道の交通状況

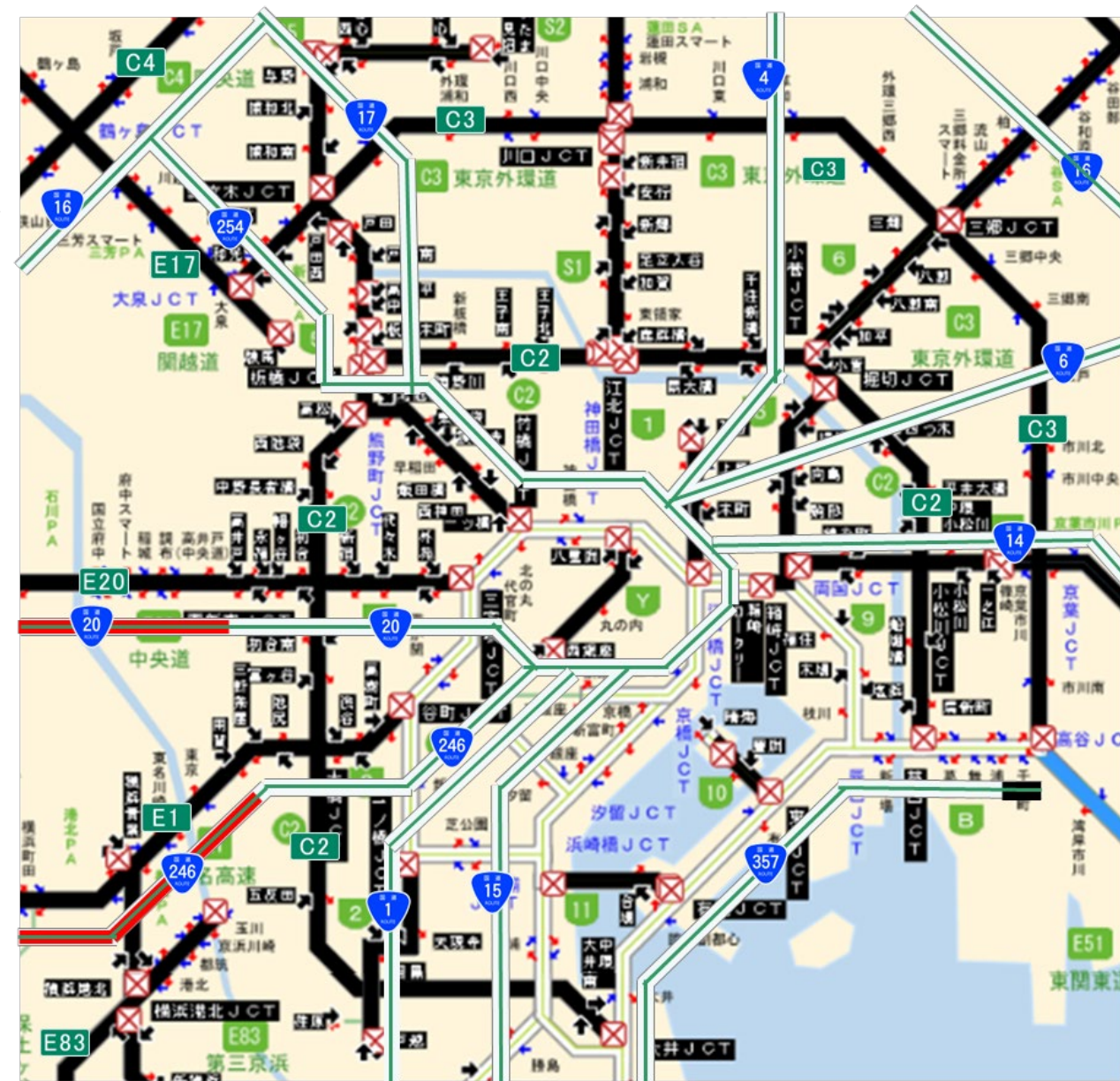
NEXCO中日本・東日本管内

令和6年2月5日22：00時点



首都高速道路

令和6年2月5日22：00時点



■ 大雪時の道路のご利用に関する注意事項

予防的通行止めの考え方

今冬期も**高速道路及び国道においては、大雪時の大規模な車両滞留を防ぐために
早めの通行止め（予防的通行止め）を実施する可能性があります。**

予防的通行止めは、国の検討委員会での提言「大雪時の道路交通確保対策 中間とりまとめ」の方針に基づいて実施いたします。

- 近年、異例とも言える降雪により、大規模な車両滞留が発生し、通行再開や滞留車両の救出に数日間要したケースが多数発生している。
- ひとたび大規模な車両滞留が発生するとその解消までに長時間を要し、結果として社会経済活動に多大な影響を及ぼすことになる。加えて、沿道からのアクセスが制限される高速道路においては滞留者が徒歩で路外へ脱出することが困難であり、より深刻な事態を招きかねない。
- 「人命を最優先に、幹線道路上の大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことを基本的な考え方として、短期間の集中的な大雪により大規模な車両滞留が予見される場合は、躊躇なく「予防的通行止め」を実施する。

■ 大雪時の道路のご利用に関する注意事項

降雪が無い又は少ない区間も含めて予防的通行止めを行う場合があります。

- 通行止めの端末となるICでは出口渋滞が発生しやすく、渋滞箇所で降雪があった場合、渋滞が滞留につながる恐れがあります。そのため降雪が無い又は降雪が少ない区間も含めて予防的通行止めを実施する場合があります。
- 高速道路の通行止めと同時に、国道の予防的通行止め区間も通行止めを行います。都市部または環状の国道については、いつでも通行止めを実施する体制を確保しつつ、立ち往生が発生しやすい区間の除雪を集中的に行ういながら、降雪状況や除雪作業の状況から通行止めの実施を判断します。



渋滞発生個所で降雪がある場合・・・



大規模な車両滞留となってしまう恐れがあります！

大規模な車両滞留を防ぐため、降雪が無い又は少ない区間も含めて「予防的通行止め」を実施することがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■ 大雪時の道路のご利用に関する注意事項

大雪が予想される場合の道路のご利用に関するお願い

大雪による**通行止めが見込まれる場合は、外出をお控えください。**
また、**運送事業者および荷主企業の皆さまも、運送日の調整**をお願いします。

- 大雪時では立ち往生が発生しやすく、大規模な車両滞留に巻き込まれる可能性があります。



**長時間にわたり
車内に閉じ込められることになり、
非常に危険です！**

- 運送事業者は、雪道で立ち往生となった場合に、事前に講じた措置（冬用タイヤの装着など）が不十分と判断されると**行政処分の対象となることがあります。**



**大雪により通行止めが
見込まれる場合は
運送日の調整
をお願いします。**

■ 大雪時の道路のご利用に関する注意事項

○ 各公共交通機関における運行情報に注意して下さい

各公共交通機関では、降雪に伴う運休や遅延等が生じる恐れがございますので、最新の運行情報に注意して下さい。
また、荷物の集配に遅延が生じる恐れがございますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

○ 通行止めの予測がされていない場合も、気象急変により大雪となった場合、通行止めを行う可能性があります。

○ 1台でも立ち往生が発生すると、長時間の渋滞や通行止めにつながる可能性があります。

○ 冬用タイヤの装着やタイヤチェーンの携行をお願いするとともにお出かけの際は最新の気象予測・交通情報をご確認ください。

<企業等へのお願い>

○ 大雪の恐れがある場合、在宅勤務への切り替えをお願いします

大雪の恐れがある場合、外出自粛を目的とした在宅勤務へ切り替えを実施するなど、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

■ 通行止めに関する関係機関との調整

- 予防的通行止め区間に追加する区間を含む大規模な通行止めを実施する場合は、あらかじめ警察及び都県政令市と調整し、丁寧に広報を実施することが必要。
- 記者発表は、段階的に実施することとし、記者発表をする内容等について、その都度、以下を基本として調整する。

➤ 降雪による通行止めに関するお知らせは、各道路管理者のHPにてご確認ください。

＜記者発表の流れのイメージ＞

＜調整内容＞

11月頃

大雪時の通行止めの考え方

- ・ 考え方の内容については、警察及び都県政令市と調整し、関係機関が決定。
- ・ 発表内容について、警察及び都県政令市へ事前に情報提供

大雪対応3日前

大雪による交通障害への警戒
通行止めの考え方の再周知
予防的通行止め実施可能性区間の周知
出控えのお願い

- ・ 発表内容について、警察及び都県政令市へ事前に情報提供

大雪対応1日前

最新の気象予報
予防的通行止めの実施区間の周知
出控えのお願い

- ・ 予防的通行止め実施区間の内容については、警察及び都県政令市と調整し、関係機関が決定。
- ・ 発表内容について、警察及び都県政令市へ事前に情報提供

通行止め判断時

通行止め開始箇所・開始時刻

- ・ 個別の通行止めの開始、解除等については、関係機関が警察と調整し、決定
- ・ 発表内容について、警察及び都県政令市へ事前に情報提供

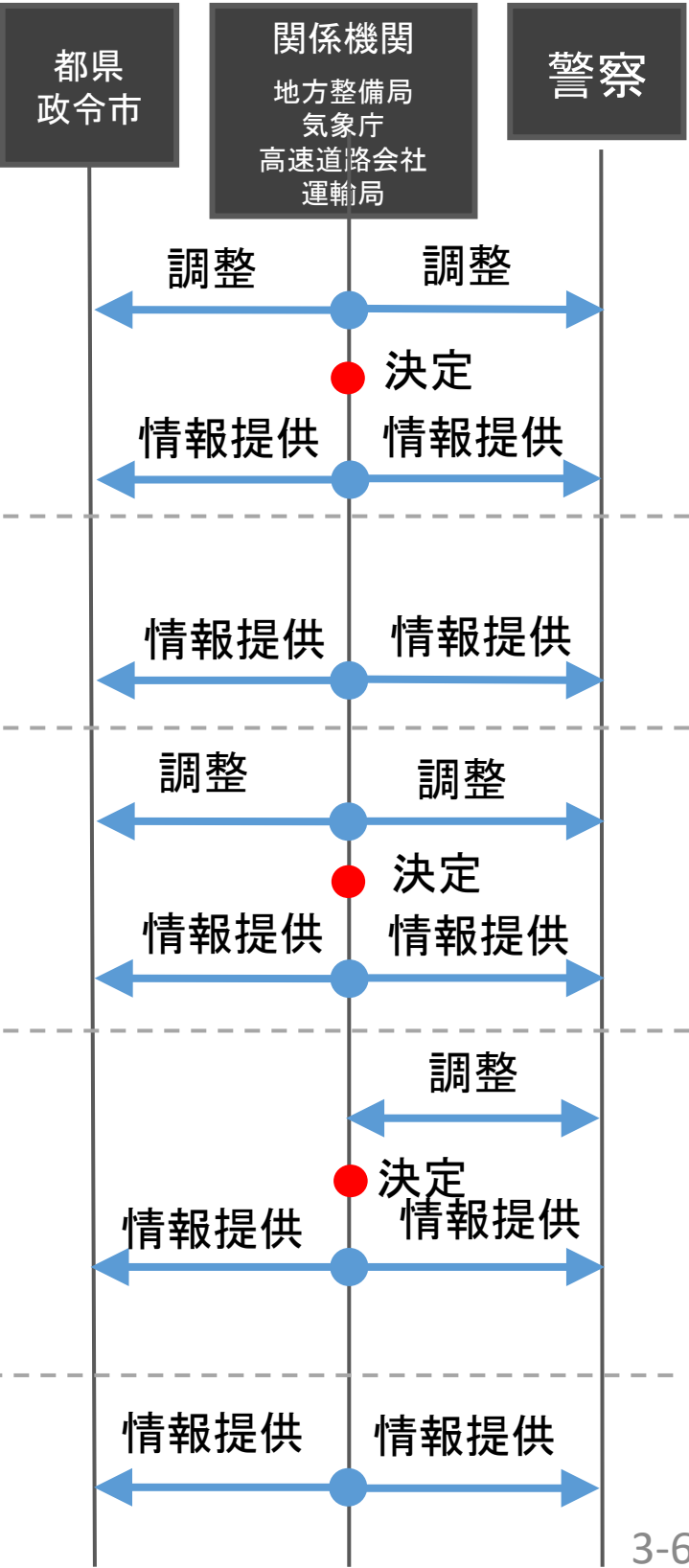
通行止め解除を
判断した時

通行止め解除箇所・解除目標

通行止め解除時

通行止め解除箇所・解除時刻

- ・ 発表内容について、都県政令市へ事前に情報提供



■ 今後の進め方

■ 令和6年11月 首都圏における冬季道路関係者会議



■ 令和6年12月 「首都圏における冬季道路の対応について」記者発表



今冬の計画に基づき取組を実施



■ 令和7年3月 首都圏における冬季道路関係者会議（今冬の振り返り）



■ 令和7年6月 首都圏における冬期道路の効果的な広報検討会（今冬の振り返り）